

世界中のすべての子どもたちのために

関連する主な人権課題：子ども

「児童の権利に関する条約」などにより、子どもに対する見方や環境は大きく改善されました。しかし、世界的には貧困や飢え、暴力、搾取などで苦しむ子どもたちが多数存在しています。日本でも、いじめをはじめとして、児童虐待や「子どもの貧困」などの問題も、子どもの人権にかかわる課題として指摘されています。

人権の尊重を基盤とした子どもたちにとってよりよい世界の実現に向けて、何が大切なのかを考えてみましょう。

●研究課題

(1) 「世界子供白書特別版2010」などを参考にして、世界の子どもたちの人権の現状について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・「児童の権利に関する条約」以降、子どもの権利に関する国際基準がどのように発展してきたかを調べてみましょう。
- ・インドやシエラレオネ共和国など、南アジアやサハラ以南のアフリカの子どもたちの現状について調べてみましょう。

(2) 「児童の権利に関する条約第3回日本政府報告」などを参考にして、日本における「児童の権利に関する条約」の内容の達成状況について調べてみましょう。

【ポイント】

- ・どのような課題が残されているのかを調べてみましょう。
- ・残された課題と自分たちの日常生活とのかかわりについて話し合ってみましょう。

●活動課題

(1) 市役所などを訪問し、子どもが住みやすい町づくりに向けて、どのような取組をしているのかを聞いてみましょう。

【ポイント】

- ・国際連合児童基金（ユニセフ）が提唱する「子どもにやさしいまち」の視点からの取組について聞いてみましょう。
- ・地域において、どのようなことが「子どもの貧困」として課題になっているのかを聞いてみましょう。

(2) 「児童憲章」〔昭和26（1951）年制定〕などを参考にして、「私たちの人権宣言（生徒憲章）」を作成してみましょう。

【ポイント】

- ・「自由と責任」「権利と義務」などの視点から話し合ってみましょう。
- ・作成した「私たちの人権宣言」を生徒会誌などに発表してみましょう。

●ケーススタディ

資料「いじめ集団の4層構造」をもとに、いじめをなくすためには、それぞれの立場の生徒がどのようにすることが大切かを話し合ってみましょう。

【いじめ集団の4層構造】

いじめの場面における集団は、「被害者」（「被害・加害者」）・「加害者」・「観衆」・「傍観者」という4層構造をなすと考えられます。

被害者…いじめられている人。

被害・加害者…いじめた経験といじめられた経験を同時にもっている人。
加害者側につけが、いじめを止めようとして、逆にいじめの対象になってしまったり、被害者側だったのが、いじめのように要求され、加害者側になってしまった人。

加害者…いじめている人。

観衆…直接手を下さないが、まわりでおもしろがり、はやし立てている人。

傍観者…いじめを見ながら、知らぬふりを装っている人。
いじめている人に対して注意することで、自分が被害者になるかもしれないという恐れから、見て見ぬふりをすることがあります。



すべての子どもに、5歳の誕生日を。

5歳になれない子ども、年間810万人。
そのひとりひとりに、未来があるはずだった。

- ▶ なぜ？5歳まで生きられない子どもたち
- ▶ 奪われていく子どもたちの未来
- ▶ 子どもたちの「いのちをまもる具体策」があります。
- ▶ 世界に広がるユニセフの活動

(日本ユニセフ協会ホームページから)

●県内でのいじめの認知件数の推移

年度区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
高等学校	261件	168件	157件
小・中・高特別支援計	1,983件	1,401件	1,247件
1,000人あたりの認知件数※	3.1人	2.2人	2.0人

※小・中・高、特別支援学校での件数 (文部科学省)

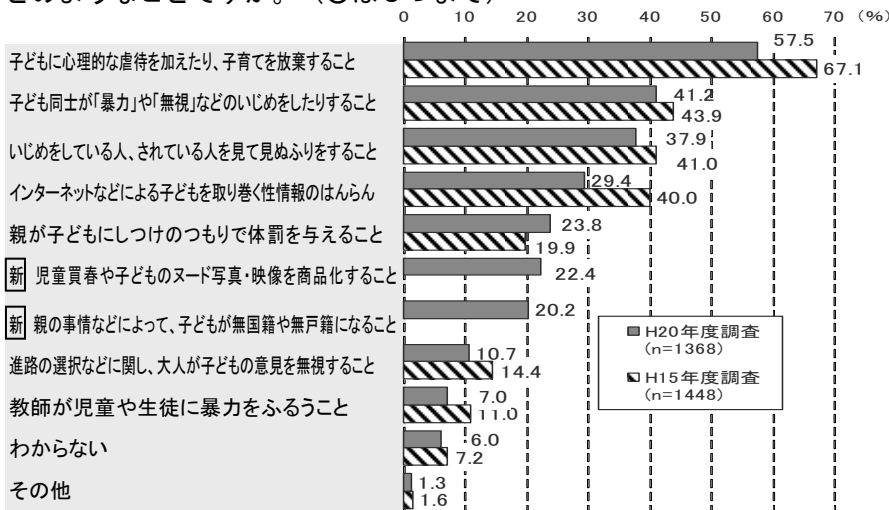
●高等学校における不登校生徒数の推移

年度区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
高等学校	848人	842人	689人
不登校率	0.90%	0.91%	0.75%

(兵庫県教育委員会)

●人権に関する県民意識調査

子どもに関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)



※ 新は、平成20年度に新たに設けた項目。

(平成20(2008)年 兵庫県・財団法人 兵庫県人権啓発協会)

●県内で子どもの権利に関する条例等を制定している自治体 (平成22(2010)年10月現在)

- 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例 (平成10(1998)年12月制定)
http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/reiki/reiki_honbun/ak31904311.html
- 宝塚市子ども条例 (平成19(2007)年3月制定)
http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/reiki_int/reiki_honbun/ak31608891.html
- 小野市いじめ等防止条例 (平成19(2007)年12月制定)
http://www.city.ono.hyogo.jp/~somu/reiki/reiki_honbun/av40007411.html
- 尼崎市子どもの育ち支援条例 (平成21(2009)年12月制定)
http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/si_mirai/singikai/046kodomojourei/index.html

●関係機関等

- (1) 財団法人 日本ユニセフ協会 <http://www.unicef.or.jp/>
- (2) 外務省 外交政策 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko>
- (3) 国連NGO DCI(Defense for Children International)日本支部 <http://www.dci-jp.com/index2.html>

キーワード解説

▼ 児童の権利に関する条約

「児童の権利に関する条約」では、児童を18歳未満の子どもと定義し、子どもの人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定し、54条からなる。日本は平成6(1994)年に批准し、世界で158番目の条約締結国となった。平成21(2009)年末現在、193の国と地域により批准、締結されている。

▼ 「いじめ」

文部科学省は、いじめについて、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義している。そして、いじめに当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこととしている。

また、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」ことは、いじめの態様の一つであるとしている。

▼ 子どもの貧困

「子どもの貧困」とは、子どもが経済的困難と社会生活に必要なものの欠乏状態におかれ、発達の諸段階における様々な機会が奪われた結果、人生全体に影響を与えるほどの不利を負ってしまうことをいう。経済協力開発機構(OECD)の国際比較によると、日本の18歳未満の子どもの貧困率は約14%であり、子どもの約7人に1人が貧困状況にあるとされている。

●世界の子どもの貧困率 (2000年代半ば)

国名	割合
デンマーク	2.7
スウェーデン	4.0
フィンランド	4.2
韓国	10.2
ギリシャ	13.2
日本	13.7
アメリカ	20.6

(OECD "Growing Unequal?" などより作成)